

在留確認メール（在留状況確認調査へのご協力のお願い）

以下の2の【お手続きが必要な方】については、案内に沿ってお手続きをお願いいたします。

1 【お手続きが不要な方】

「在留届」の住所または滞在期間等記載内容に変更の無い方
ご連絡の必要はございません。

但し、在留届に記載の滞在期間が超過している又は滞在期間が未記入の方はあらためて変更届を提出してください。

2 【お手続きが必要な方】

引き続き管轄内にお住まいで、「住所・電話番号・滞在期間等」に変更がある方、既に日本に「帰国」されている方、または他の在外公館の管轄区域に「転出」された方
以下のいずれかで手続きをお願いします。

(1) インターネット（オンライン在留届（ORRネット））から在留届を提出された方
オンライン在留届(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)での手続き
をお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」
ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

(2) 在留届用紙に記入して届け出られた方

「変更届」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103511.pdf>)または「帰国・転
出届」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100103512.pdf>)を当館まで電子メール等
にて提出してください。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

3. 2022年度より、在留確認メールは、長期滞在者の内、在留届に記載の滞在期間が
超過されている方、及び未記入の方に送信されます。

また、当館から在留届記載の連絡先に連絡が取れなかった方については、その日から1
年後に再度連絡を試みて連絡が取れなかった場合に、当館管轄地域から転出したものとし
て扱わせていただきます。

参考：当館ホームページ 渡航・滞在

https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_top.html

在ボツワナ日本国大使館 領事部

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391-4456